

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-08-11

なし

(発行年 / Year)

1910

大坂

一卯二八六八年

内務省

一、各兩卯二八等ノ以不動産借付後
 全ノ別名慣例取調方以通牒ニ依リ
 各同題ノ輸取油其ノ別紙若中
 才ノ通ニ有之候此段及四番及也
 明治廿九年ノ旨 大坂府志事山田信道印

内務書記官 山田

一問

不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ返金可入ル、
ノ慣例アリヤ

答

一 其慣例アリ (大阪市並ニ大阪市ニ接境ニ西
成郡東成郡ノ町村及堺市ニ部分)

二問

一 貸主ハ家屋貸借ノ場合ニ限ルモノナラザル地
主(如聖地等)ノ貸借ニモ返金ヲ入ルノ慣例
アリヤ

答

一 家屋貸借ノ場合ニ限レリ (全上)

三問

内務省

一 為子ノ預、主ハ其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ

答

一 預リ入り利子ヲ拂フコトハ借借満期ノ際
却テ預リ主ニ於テ返金ノ一割乃至三割ヲ
控除シ預リ主ニ返附ルノ慣例アリ (全上)

四問

一 為金ヲナルノ目的如何

答

一 家賃不拂ノ擔保スル爲ニ此種化租損失
ノ(マス)ノ補償ニ名目アリ (全上)

五問

一 貸主ハ為金並其利子ヲ以テ借借主ノ不拂
其他損失ノ補償等ニ當ルコトヲ得ルヤ

吾

一 改定、利子ノ附元下ナキモ母金ハ借付後ノ
不掛手化損失ノ補償ニ當ツルコト不(左)

六同

一 改借満期ニ至リ借主キ其義務ノ年
滿ヲ了ヘサントモ之ハ改定ナリ迄モ是ノ借約

ナレバ

吾

一 借主キ其義務ノ年滿ヲ了ヘサントモ
之ハ改定ナリ迄モ是(左)

内務省